

令和7年度 第1回府中市環境審議会会議録（要旨）

令和7年8月4日（月）

午前9時30分から正午まで

府中市役所おもや4階第1特別会議室

■出席委員（14名）

吉田智弘委員（会長）、井上真紀委員（副会長）、高田秀重委員、市川耕作委員、元山淳一委員、佐々木宏一委員、古後康之委員、浅田多津子委員、鈴木康子委員、藤間利明委員、最首希咲委員、嶋原國夫委員、松壽孝樹委員、吉武考三郎委員

■欠席委員（1名）

澤佳成委員

■事務局

【環境政策課】柳下生活環境部環境担当参事、舟山課長補佐、田口ゼロカーボンシティ推進担当副主幹（兼）環境保全センター担当副主幹、中澤空き地・空き家対策担当副主幹、熊谷環境改善係長、谷口ゼロカーボンシティ推進担当主査、町田自然保護係長、米山、藤井、中澤

【産業振興課】時田農政担当主幹

【資源循環推進課】大川課長

【公園緑地課】直井課長、江内田課長補佐、市川公園管理係長、小谷田

■傍聴者

なし

■議事

1 開 会

2 参事あいさつ

3 委嘱状の伝達

4 委員自己紹介

5 会長・副会長選出

6 諮問

7 議題

(1) 会議の公開について

(2) 府中市公園樹木管理ガイドラインについて

8 その他

(1) 府中市環境審議会の日程について

(2) 第3次府中市環境基本計画について

9 閉 会

■配布資料

- 資料1 府中市環境審議会関係規程
- 資料2 府中市環境審議会委員名簿
- 資料3 府中市環境審議会の傍聴について
- 資料4 府中市公園樹木等管理ガイドライン（構成案）
- 資料5 令和7年度府中市環境審議会の日程について
- その他 第3次府中市環境基本計画

【事務局】

皆様、定刻を過ぎましたので、ただいまから令和7年度第1回府中市環境審議会を開催させていただきます。

皆様、本日は大変お忙しいところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。広い会場なのですが、今回、マイクがないので、皆様、声を張りめでよろしくをお願いします。

私は、環境政策課環境改善係の熊谷と申します。本日は、議題に入りますまで事務局が議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りさせていただきました資料といたしましては、初めに、まず「次第」、続いて、資料1「府中市環境審議会関係規程」、資料2「府中市環境審議会委員名簿」、資料3「府中市環境審議会の傍聴について」、資料4「府中市公園樹木等管理ガイドライン（構成案）」、資料5「令和7年度府中市環境審議会の日程について」、また、その他の資料といたしまして、「第3次府中市環境基本計画」の冊子をお配りしております。資料の過不足はございませんでしょうか。もしあれば、事務局のほうに声をかけていただければと思います。

なお、「第3次府中市環境基本計画」は、継続して委員を務められている方におかれましては、以前配付しましたものをお持ちかと思っておりますので、会議終了後に回収をさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、欠席者のご報告をさせていただきます。本日の会議につきましては、次の方よりやむを得ない事情で欠席の連絡を受けておりますので、ご報告をさせていただきます。澤佳成委員、1名でございます。

また、本会議につきましては、定足数が過半数に達することで成立することとなっておりますが、本日の会議は出席委員数が過半数に達していることから、有効に成立することをご報告させていただきます。

それでは、お手元の次第に従いまして会議を進めてまいります。

まず、次第の2「参事あいさつ」でございます。それでは、審議会の開催に当たりまして、生活環境部環境担当参事の柳下よりご挨拶をさせていただきます。

【参事】

(参事による挨拶)

【事務局】

柳下参事、ありがとうございました。

次に、次第の3「委嘱状の伝達」でございますが、本来ならば委員の皆様お1人お1人にお渡しするところでございますが、時間の関係もございますので、皆様の前に委嘱状を置かせていただいておりますので、これをもって委嘱状の伝達に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、次第の4「委員自己紹介」となります。資料の2「府中市環境審議会委員名簿」の記載順に、恐縮ですが井上委員から順に自己紹介をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(委員による自己紹介)

【事務局】

ありがとうございます。

続きまして、事務局職員の紹介もここでさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局の自己紹介)

【事務局】

環境政策課につきましては、以上でございます。

また、今年度より関係各課の職員の皆様にも参加をいただいておりますので、簡単に紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(産業振興課、資源循環推進課、公園緑地課による自己紹介)

【事務局】

職員紹介は以上となります。よろしくお願いいたします。

続きまして、次第の5「会長・副会長選出」でございますが、資料の1「府中市環境審議会関係規程」を皆様御覧ください。こちらにつきましては、お時間がある際にご一読いただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、「府中市環境審議会規則」を御覧ください。第4条では、会長及び副会長は委員の互選となっておりますが、いかがいたしましょうか、皆様。

委員、お願いします。

【委員】

互選ということですし、自分で私がとしてもなかなか少ないと思いますので、事務局のほうで何かもし案があったら、言ってもらったらいいいのではないのでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。そちらでよろしいでしょうか。

では、事務局案を申し上げさせていただきます。事務局といたしましては、会長には、令和5年度から環境審議会の委員として参加されまして、学識経験者として選出されております吉田委員に、副会長には、同じく学識経験者として選出されております井上委員にお引受けいただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

【事務局】

ありがとうございます。それでは、吉田委員が会長、また、井上委員が副会長として選出されましたので、恐れ入りますが、吉田委員、井上委員におかれましては会長・副会長席への移動をお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、会長、副会長となられました吉田委員、井上委員より、一言ご挨拶をお願いいたします。

【会長】

改めまして、吉田です。私もまだ1期しかやっていないので、流れが何となくつかめて、これからというときに突然会長ということになりましたので、皆さんの助けが必要だと思います。どちらかという、私、意見を言うほうが好きなのですが、今回、聞く側に回りますので、皆様、積極的な議論をよろしくお願いいたします。

【副会長】

今期も副会長を務めることになりました井上と申します。会長を吉田先生に譲ってやっていただくことになりましたので、できる限り私のほうでもフォローしていきたいと思いますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。それでは、会長及び副会長が決定いたしましたので、次第6の「諮問」として、参事から会長に諮問書を伝達いたします。職員がお手元に諮問書の写しを配付いたしますので、少々お待ちください。

参事と会長におかれましてはご移動をお願いいたします。

(参事から諮問書の朗読・伝達、事務局より各委員への諮問書の写しの配布)

【事務局】

参事、会長、どうもありがとうございました。

では、誠に恐縮ではございますが、参事及び環境政策課長補佐におかれましては、この後所用がございますので、ここで退席させていただきます。

【参事】

どうぞよろしくお願いいたします。

(参事・環境政策課長補佐退席)

【事務局】

それでは、次第の7「議題」に移ります。ここから先の進行につきましては、会長よろしくをお願いいたします。

【会長】

これから先は、私が議事を進行させていただきます。審議に入る前に、委員の皆様に申し上げます。本日の議会におかれましては、11時30分までの予定となっております。発言は簡潔明瞭を心がけ、会議に要する時間の短縮にご協力くださいますよう、お願いいたします。

それでは、次第の7「議題」、(1)会議の公開についてに進みます。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

市においては、府中市情報公開条例第32条の規定により、附属機関などの会議は公開を原則としております。

初めに、傍聴人の取扱いにつきまして、資料の3「府中市環境基本計画審議会の傍聴について」を説明させていただきますので御覧いただければと思います。

(資料3を説明)

続いて、会議録の取扱いでございますが、会議録を各委員にご確認いただいた上で、市政情報公開室、図書館及び市ホームページなどで公開をさせていただきます。

発言者の記載については、昨年度と変わりなく、会長、副会長、事務局はそのままの表記といたしまして、委員の皆様がご発言された部分につきましては、個人名を伏せ、一律で「委員」と表記した上で、議事要旨という形で公開をさせていただきたいと考えております。

以上です。

【会長】

事務局から、会議の公開について説明がありました。ご質問、意見などがありましたらお願いします。

(質問・意見なし)

それでは、公開する会議録は議事要旨、議事内容の全てとし、会長、副会長を除き、発言者の個人名は伏せて公開することとします。

本審議会の会議の公開について、先程のとおり決定いたしましたので、傍聴人の確認をいたします。本日、傍聴希望の方はいますでしょうか。

【事務局】

本日傍聴希望の方はおりません。

【会長】

それでは、次に進みます。

次第の7「議題」の(2)府中市公園樹木管理ガイドラインについてに進みます。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料4の「府中市公園樹木管理ガイドラインについて」、ご説明させていただきます。説明をおおむね15分程度予定しております。よろしくお願いいたします。

説明におきましては3点ございまして、1点目、今回のガイドラインを策定するに至った経緯、2点目としまして、この審議会に議題として上げさせていただいた理由、3点目として、内容について説明させていただきたいと思います。

今回のガイドラインを策定するに至った経緯につきましてですが、色々ございますが、公園樹木につきましては、公園の設置の多くが昭和40年、50年、60年くらいということで、設置から30年から50年くらい経過しているところが多くございまして、樹木の大径化、樹木が大きくなったり、老木化したり、また、落枝があったりとか倒木などがあつたりすることが課題となっているところでございます。

国のほうでも、公園施設の長寿命化ということで遊具などの点検が義務化されているという動きがある中で、平成29年に樹木の点検・診断に関する指針(案)が示されるなどしております。

また、本市の緑の推進に関する基本計画である緑の基本計画2020においても、樹木の維持管理全般に関するマニュアルの作成等を目指すということにしておりましたので、今回、ガイドラインを作成するとしたものでございます。

これまでも公園緑地課には樹木管理のマニュアルなどについてはありましたけれども、あくまで内部で使用するものとして公開は特にしておりませんでした。しかし、以前から市民の方からの樹木に関するお問合せも多いことから、市ではどのように樹木管理をしているのかということと、市民のほか、事業者や一部の公園で実施している指定管理者にも共有できるガイドラインの策定が必要だということで作成しているところです。

2点目として、今回の環境審議会に議題として上げさせていただいた理由につきましては、市民の方からの声につきましては、このガイドラインをまとめるに当たって、過去3年の樹木についての市民要望を取り入れているところなのではございますけれども、より専門的な視点からのご意見をいただきたいと思っておりました。ただ、公園緑地課では、毎年開催している部会がございませんので、環境審議会にてご助言を得ながら策定してまいりたいと思ひまして、環境政策課に相談したところ、今回、資料1にございます環境審議会関係規程の資料1ですね。条例の18条の(3)「その他環境の保全に関する基本的事項」に該当するとご判断いただきましたので、ここで皆様のご意見をいただきたく議題とさせていただいているところでございます。

3点目の内容につきましては、資料の4に沿って説明させていただきます。長くなりますので、ざっとした説明とさせていただきますけれども、基本的には今回お示ししているのが、

構成案ということで、目次と簡単な概要のみを提示しているものでございます。本文につきましては、目下作成中で10月の次回の会議には暫定版ということでお示しするため、ただいま作成をしているところです。

3ページで「はじめに」ということでうたわさせていただきますけれども、こちらは、基本的には全部作り直す予定なのですが、ここで先程述べた目的や内容について触れていくところになります。市民と委託事業受注者、あとは市職員に共有してもらいたいということなのですが、できるだけ読みやすいものとしたいので、専門用語を使わず、また樹木の仕組みなども説明しながら、多少読み物としても読んでいただけるようなガイドラインとしていきたいと考えております。写真と画像についても多く取り入れたいと考えております。

次の4ページ、5ページが目次と章立てとなっております。4章立てとなっております、最後に参考資料を入れる形となっております。

6ページからの第1章が「公園樹木等の効果について」ということで、1「樹木・樹林の効果」で公園緑地の機能を説明した上で、樹木・樹林の効果として、緑陰や修景、ヒートアイランド現象の緩和や延焼防火の効果について説明をさせていただきたいと思っております。

下のほうに写真ということで、「木陰の写真」とか「花が咲いている写真」ということで書いておりますけれども、基本的には1つの項目で1ページを使って、写真や図を多く使って読みやすいものとしていきたいと考えております。

2では「草地の効果」、3では「花壇の効果」を説明する予定です。

7ページです。第2章では、「公園樹木等の現状と課題について」ということで、1で「市の緑、公園の緑化の状況」ということで説明させていただきます。

すみません。ここで説明に誤りがございまして、3行目の「東京都の状況」なのですが、「西は低く、東に行くほどに増える」というのは「東は低く、西に行くほど増える」となります。申し訳ございません。

2が「公園樹木等の維持管理に要する費用（年間維持費）について」ということで、大体、今4億円位使っているのですが、その金額の推移とか内訳とかそういったものを説明させていただきたいと思っています。写真では、剪定している職人さんとかシルバーさんとか、現場で働いている人たちの写真も少し取り入れたいと考えております。

3「市民から寄せられる声や職員の見回りについて」ということで、市民から寄せられている声、厳しいお声も間々いただきますけれども、そういった声について、どういった内容があるのか、樹木に関する内容はどのようなものなのかというところを取り入れながら、職員の見回りもありますので、職員が見回ってどういうことをやっているかというところを書いていきたいと考えております。

続いて、8ページが4「公園樹木等の管理の課題」ということで、①として「倒木や落枝リスクについて」、②で「生物多様性の保全」について、③で「病害虫の発生について」を説明させていただきます。

②の「生物多様性の保全」については、植生管理、こちらの審議会で審議いただいた武蔵台緑地のガイドラインについてのお話もあつたのですが、そこらはこちらのホームページに飛ぶようにしまして、少しさわりを説明して、色々なところに飛ぶような形で作成したいと思っております。

5「公園樹木等を取り巻く社会の変化について」ということで、「国の指針や社会の動向」「市の計画」、あとは「DXの推進」について述べています。

続いて、第3章は10ページですけれども、「公園の種類ごとの樹木等の管理」ということで、①「一般的な公園」で皆さんが目に見えるような公園の内容について、②「緑道・遊歩道・さんぽみち」で道路に近い形で管理をしているようなところについて、③「緑地」で自然ができるだけ残るような公園としているところ、あとは④「スポットパークなどの小規模植栽地」ということで、色々な公園の種類があるよということを皆さんにご説明した上で、それぞれどのような樹木管理をしているのかというところを説明させていただければと思います。

2「樹木等の種類」ということで、1、2、3、4で、高木、中木、低木、あとは生け垣ということ、それぞれの樹種とか刈り込みの時期とかそういったものについても説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、12ページが「草地」「地被類」「花壇」についての説明となります。

続きまして、13ページ、「公園樹木等の維持管理の取組み」ということで、基本的にはこのページが多くなってくるかなと考えておりますけれども、1で「維持管理の方針」を述べまして、2で「維持管理の手法」、手法については幾つかございますけれども、①の「剪定・刈込」、②の「間伐・伐採」。そして、③の「捕植」は、てへんになってございますけれども、こちら「補う」という字が正しい字となります。正しいものは10月には出し直しますので、③の「捕植」は補って植える「補植」となります。すみません。

こちらにつきましては、①の「剪定・刈込」、②の「間伐・伐採」は市民の皆様のご意見が多いところでもございますので、こちらについては、どのように伐採、間伐の判断に至ったのかの判断理由についてチャート式で説明し、あとは伐採の場合の周知をどのようにしているのか等についてもガイドラインで触れていきながら、市はどうやっているのかというところをご理解いただければと考えております。

④が「点検・診断」ということで、今回、国の指針でも点検と診断については重視しているところでもございますので、市としまして、この指針案をベースに日常点検と樹木診断の手法について、今検討して、これからやっていこうというところを説明させていただければと思います。具体的には樹木医による診断を取り入れていくところになりますので、そういった考えについて、ガイドラインで説明していきたいと考えております。

⑤では「病虫害防除」についてなのですが、病害や害虫の防除について説明をするところです。数年前に被害の大きかったナラ枯れ、今は若干落ち着いているところがあるのですが、まだまだ続いてはおりますので、こういったところについても触れながら、基本的には薬剤は使用していないのですが、やむを得ない場合には使用するということも記載していきたいと考えております。

次の14ページの⑥「植栽基盤の改良」ということで、樹木が成長するための土台が植栽基盤ということになりますので、その重要性について少し触れていきたいと思っております。こちらは市民の方にもご理解いただきたいというところなのですが、市役所、公園緑地課の中でも共有をしていきまして、樹木を管理する部門と工事をする部門、異動で来た職員が理解できるような形で、工事をするときにはきちんと植栽基盤を確保しながらやるといった

ところも説明しながら作っていきたいと思っております。

⑦が「緑のリサイクル」で、武蔵台緑地や郷土の森で行っているバイオネストという、落ち葉や剪定枝などの置き場として、肥料としても使える仕組みについても説明していきたいと考えております。

3「その他の緑の維持管理」ということで、草地、花壇、その他の管理について触れているところです。草地については、除草を年3回やっているとか、そういったところも市民の方が知っておくと、「あ、その時期だな」ということが分かったりするかなと思いますので、その辺を説明しながら作っていきたいと思っております。

4「維持管理の体制の確保」、15ページですけれども、①「維持管理の体制」で市と事業者と市民の協力によって維持管理を行っていききたいということを説明させていただこうと思っています。②が「研修制度の充実」ですけれども、職員による樹木点検が適切に行えるよう、「木を見る目」を養うということが色々な指針でも重要だとされていますので、この辺の研修を設けるということもガイドラインでうたっていきたいと考えております。③が「DX化の推進」ということで、現在の樹木管理のデータについては特に公開していないところなのですが、こちらも、より効率的な維持管理ができるようにDX化を進めて、職員の省力化、あとは市民の方にも分かりやすいような仕組みを作っていきたいということをやっていく予定です。

以上が説明で、最後の16ページですけれども、参考資料としまして、「府中市内の公園に生えている主な樹木」ということで、高木、中木、低木、生け垣、地被類に分けて、色々な木がございますので、少し公園の写真を載せながら、多少図鑑的な形で作っていきたいと考えております。

2「参考文献」は候補となっていて、全部取り入れる訳ではないのですが、今のところこういったものを参考に進めております。こちらの青字になっているところはリンクを貼ったつもりだったのですが、コピペする中でリンクが消えてしまいましたので、皆さんに見られない状況でお渡ししてしまいまして、申し訳ございません。

基本的には、職員でガイドラインを作成しておりまして、10月に向けて業務の合間を見ながら作成しておりますので、ご意見いただければと思います。よろしくお願いします。

【会長】

ありがとうございます。

事務局から、府中市公園樹木等管理ガイドラインについて説明がございましたが、何か質問等ございますか。

【委員】

それは意見ということもよろしいのですか。それではなく質問のみですか。

【会長】

質問だけでなく意見も含めて、どうぞ。

【委員】

質問・意見は4点です。1点目は8ページの4、②「生物多様性の保全」という言葉ですが、「保全」という言葉が「保護」と「回復」の両方を指すのであれば、「生物多様性の保護と回復」と記述した方がよいのではないのでしょうか。

2点目は8ページの4、③の「病害虫の発生について」の本文4行目の「カシナガ」ですが、これは短縮名なので、最初は「カシノナガキクイムシ」とフルネームで記述し、その後に複数回名前が出てくるのであれば、「以下、「カシナガ」という」と記述のうえ、短縮名を使用するようにしてはどうでしょうか。虫の名前は、正確に伝えた方がよいと思います。

3点目は9ページの5、②「市の計画など」の本文で「府中市緑の基本計画2020において、公園・緑地等の樹木の適切な維持管理のためにマニュアルを策定することとしている」とあるが、これは同計画の81ページの(3)、④に「樹木の維持管理全般に関するマニュアルの作成を検討します」とあり、同じ81ページの(4)、①に「パークマネジメントガイドラインを作成します」、また、82ページの(5)に「公園・緑地に特化した指針やマニュアルなどの作成に取り組みます」との記述があります。同計画の計画期間は、令和10年度までですが、本ガイドラインは、81ページの(3)、④のマニュアルを指しているのですか。それ以外のマニュアルについては、今後作成することを検討されているとの理解でよいですか、参考までに教えてください。

最後の4点目は、本ガイドラインの中で「公園樹木等」の「等」は何を指すのかを教えてください。

【会長】

最後のマニュアル等となっているのは、何ページですか。

【委員】

タイトルの「公園樹木等」の「等」です。6ページの第1章に「樹木・樹林の効果」、「草地の効果」、「花壇の効果」の記述があるので、「草地」、「樹林」、「花壇」を指しているのかもしれないが、この「等」について何を指すのか、本ガイドラインに明示しておいた方がよいと思います。

【会長】

ありがとうございます。

整理させていただきますと、1つ目が生物多様性の保全について、例えば、保護や回復と。私たちの専門でいくと、回復というよりは復元ですが。これは、具体的に作っていただいたときに、もう一回チェックしていただければいいかと思います。

2点目は、語句ですね。カシナガはカシノナガキクイムシ。略語は突然使わずに、きちんと表記することによって、読む方にも理解できるように、そういうのをちゃんと認識していただくようにということですね。

【委員】

その通りです。ここでは1つの例として「カシナガ」を挙げましたが、他にも何回も同じ言葉が出るときに短縮するのはよいと思いますが、最初はフルネームで記述して、「以下何々という」と記述するのが親切だと思います。

【会長】

語句の使い方という意味で。

【委員】

はい。

【会長】

3点目が、マニュアル3種類というのが、以前の資料で出ていたのをどうするかという点ですね。ちょっと私たちの手元にはないので、その辺りは事務局で確認していただく。次回の会議でその辺りを返答していただけるように用意していただくという、その3点でよろしいですね。

最後の4つ目が、「樹木等」の「等」の意味合い。これは、このまま使うでもいいと思うのですけれども、これを作る側がちゃんとそれを定義できているかどうかの確認ということで。

【委員】

そうですね。お願いします。

【会長】

ありがとうございます。貴重な意見だと思います。

【事務局】

そうしましたら、4点についてご説明させていただきます。

最初の保全についてのご説明というところなのですが、委員がおっしゃるように、今回は中学生でも読んでいただきたいというところがあるので、語句については注釈をつけていきたいと思います。保全というところで、先程の保護と回復という形で説明していきたいなと思っています。ほかには、例えば水がしみ込む「涵養」についても、そのまま使って、それはこういう意味なのだよと説明していくような、全部の言葉を優しくするのではなく、専門用語を補足するような形で今書き進めておりますので、そのようにいたします。

カシナガは、本番ではカシナガの正式名称と写真とかも載せようかなと思います。すみません、ありがとうございます。

3点目の緑の基本計画のどこなのかというところは、委員おっしゃるように、樹木の維持管理全般に関するマニュアルの作成という、(3)の④の内容を指しております。

ちなみに、2点目で挙がりました「パークマネジメントガイドライン」については、今検討しているところなので、ご承知おきいただければと思います。

4点目につきましては、委員おっしゃるとおり、6ページの「樹木・樹林の効果」「草地の効果」「花壇の効果」の3つを合わせて樹木等と言います。本文のほうには書いているのですが、この資料では省略してしまして申し訳ありません。

基本的には、樹木・樹林ということで、樹木に限定するとそこだけになってしまうと思うのですが、市民の皆様は草刈りに関しても関心が高い方がいらっしゃいますので、草地も盛り込んで、樹木等ということ。あとは、現在、市で市民協働のインフラ管理ボランティアまちなかきららとか、コミュニティガーデンということで花壇管理についても力を入れておりますので、草地と花壇を取り込んで樹木等ということで説明をさせていただく、そんな状況でございます。

【会長】

ありがとうございます。そのほか。

【委員】

3点あります。

まず1点目は6ページのところなのですが、これは全般に及ぶと言ってもいいのですが、このガイドラインを作成するに当たりまして、現行の管理手法の見直しも同時に行っている

のかということがまず質問です。この6ページの2番「草地の効果」というところで、よく通勤途上などで見かける光景なのですが、公園の中の草地の全ての草を剥ぎ取ってしまうようなことをやっている。恐らく、服装からいくとシルバーさんかなと思うのですが、そういうような管理手法を取られているところを見ることがあるのですが、それは本当にこれまでの知見から言って良いのかなというのを感じるので、そういう管理手法の見直しもやっていただければと思っております。

それから、2つ目なのですが、これは8ページのところです。4の②、先程、委員から生物多様性のことに触れられましたが、府中という都市形態から見ると、公園の樹木等というのは大切な環境要素だと思っているのですね。であるがゆえに、樹種についても多様性が必要なかなと思っているところです。なので、それについてもぜひ見直しも含めてやっていただければと思っております。

なぜそれを言うかということ、25年8月1日に「ふちゅう」市報が発行されましたが、その中の2ページ「これからも自然とともに暮らせるまちを目指して」という中で、上から3、4行目に「これらの生き物たちが暮らすことのできる環境は限られているため、私たちが守っていく必要」があるということで、生物多様性の必要性を訴えている。それから、その下「私たちの生活も、それらの多くの生き物とのつながりに支えられているため、様々な生き物や生き物が暮らす環境を守る必要があります」とうたっているの、その生物多様性をもっともっと良くしていくためには、先程申し上げた府中市の都市形態から見て、公園の樹木というのは重要なものであるの、もっと生物多様性を訴えたほうがいいのかなと。

8ページの②の中ほどに、※印で「これもあまり触れすぎず、詳細については植生管理のHPを紹介する」とされておりますが、生物多様性の必要性を訴える1つのものとして公園の樹木も取り入れていく必要があるのではないかなと思っているところなので、なぜ「あまり触れすぎず」としているのかなという点をお尋ねしたいと思っています。

3つ目といたしまして、10ページ、こちらで1番の①「一般的な公園」、それから、②で「緑道・遊歩道・さんぽみち」ということがございました。昨今の日差しの強い状況というのは、市民生活にもとても大きな影響を与えているかと思うのですが、特に「緑道・遊歩道・さんぽみち」の中で、木陰の効果というのは絶大なものだとは感じているところなのです。緑道や遊歩道、さんぽみちについては、樹間が触れ合うぐらいのものが本来ならば、これからの社会には求められるのではないかなと思っておりますので、それらについてはどのようにお考えかということ。当然、落下する枝についての未然の防止もありますので、それとの折り合いをつける必要や民地との絡みもあるかと思いますが、主管課のご意見をお伺いできればと思っております。

以上、3点です。

【会長】

ありがとうございます。3点について、よろしいでしょうか。

【事務局】

それでは、1点目の見直しも含めて考えているのかということですが、見直しをすることと現状でやってことを説明するといったところがございまして、基本的には、現状やっている内容を分かりやすく説明したいということを主眼に置いているのですが、

先程の樹木診断をするとか、そういったところは新たな手法を取り入れていきたいと考えております。

2点目について、今16ページなのですが、各項目1ページ程で考えていますので、最終的には50、60ページくらいになる予定となっております。植生管理についても冊子が1冊あるくらいなので、そちらについては、冊子のほうで説明をさせていただきたいということから、あまり触れ過ぎずとさせていただきたいと思います。ただ、何も触れないとその内容に気づかないと思いますので、簡単な内容を8ページの②で触れながら、より詳しい内容や管理方法などについてはホームページのガイドラインを読んでいただくとか、そういった形で役割分担をしていきたいと考えております。

3点目の木陰の効果についてなのですが、これまで緑道、遊歩道などについては、木が結構植わっていたところがあるのですが、今回紹介する市民の皆様の声でも、越境しているということが非常に大きな声の割合を占めておられます。

【委員】

民地へという。

【事務局】

民地への越境です。ほかの公園についても結構外周に植えている樹木が多くて、それで工事をすると、全部道路に出てしまっているところとか、工事をする際に全部切らなければいけなくなってしまうというところがありますので、中に木を入れて30年後を見据えた形の配置にしていくという事をきちんとうたっていないと、外に植えると、30年、40年たつとどんどんどんどん大きくなって邪魔してしまうのですね。それを切ってしまうということになると、せっかく育った木を私どもも別に切りたい訳ではないので、切らざるを得ない状況になってしまうのであれば、それを見越した上で植栽配置をしていきたいと考えております。その緑道の木陰についても、植える樹種などを考えながら、狭いスペースは厳しいと思うのですが、それが植えられるスペースがどのくらいか、何メートルだったら考えていいのか、どういう樹種ならいけるのかというところをうたっていきたいと思っています。そういう意味では、これまでのやり方を少し改善するという形になると思うのですが、先を見据えた樹木、植生についても目指していきたいと考えております。

ちなみに、その除草についてなのですが、今回、ご意見いただきたい場でもございますので、刈るとあまり良くないよというところでしょうか、逆質問で申し訳ありません。

【委員】

いわゆる剥ぎ取ってしまうというところなどが、新田川緑道などで見かけたものですから、「あ、こういう手法があるのか。だけど、これはいいのかな」と。恐らく服装から見るとシルバーさんかなと思うのですが、であるがゆえにいかがかなと思っているのですが、

【事務局】

先程の除草や草刈りでは、肩がけで草地を刈ったりするものや、植栽帯の土の部分の草を手取りで草の種が飛び散らないように除草するものがございます。多分、委員さんがおっしゃられている剥ぎ取るというのは、手で除草をしている方でしょうか。

【委員】

いや、もう本当に何もなくなるぐらいになっているのを見て、これは土壌も流出してしま

うだろうなというようなのが新田川緑道などでは見受けられたので。今年はまだ見ておりませんが、去年などもそういうのを見ていて、一生懸命やってしまう年齢層であるがゆえに、そうやってしまうのかなと思いながら見ていたのですが。

【事務局】

そうですね。草を取り過ぎるとほかの樹木に栄養が行かないといったところもありますが、かといって草が繁茂してしまうと困るので、ちょっと難しいところもございますけれども、場所を選んだりするなど、そういうところで我々も対応していきたいと思います。

【委員】

今日は個別事例についてではないと思うので、少しそんなことを感じましたぐらいで。

【事務局】

先程の保全のところでも、崖線や樹林地に特化して保全していくという形にはしているのですけれども、委員さんがおっしゃる、府中市全体としての生物多様性としてのところも、内容に追加していきたいと思っております。

【委員】

関連で追加質問をよろしいですか。今、8ページの生物多様性のことでご回答がございましたが、公園の樹木等について、府中市としては生物多様性に関しての重要な環境要素であるという思いなのか、それとも景観重視という考えなのか、どちらなのでしょう。今のご回答から、その辺をお伺いできればと感じたところです。

色々な生物がいるということが書かれておりますけれども、これを見ても重要なものだと思いますけれども、市の管理していく公園についてはそうは思っていないのだとか、またはそう思っているとか、それについてお伺いをお聞かせいただければ。

【事務局】

基本的には「生物多様性の保全」ということでうたっておりますが、全ての公園の生物多様性については色々あると思うのですけれども、今回、公園緑地課で生物多様性に特に力を入れているところは、ここに触れさせていただいている武蔵台緑地、四谷樹林地、府中崖線などの在来植物を保護するといったところで、外来種を少しずつ取り除いていくというのは、この3つのところではやっております。そのほかについては、例えば花壇については、基本的に配布している花苗の種類は全部外来の花になってしまうので、そういったところについては、きちんと整備されている景観を重視した形となっております。緑地については、自然な形を残すというところで、それぞれ役割分担をして管理をしております。この生物多様性については、武蔵台緑地、四谷樹林地、府中崖線といったところについては、それを非常に重視している。他にも、緑道で自然的な形で保全をしていくといったところは間々ありますけれども、特に強いところは、その3つになるかと考えております。

【委員】

ありがとうございます。最後になりますが、先程のご回答の中で、10ページのところで、緑道等についての管理の難しさ、民地との絡みでの難しさということは分かりましたが、ちょっと1点、樹間が触れ合うようにということが、その見直しの中で入っているのでしょうか。それとも、いないのでしょうか。

つまり、民地との絡みで色々あるもので、これから10年後、20年後を見据えたやり方

をやっていききたいということをおっしゃられた。その中で、当然10年後、20年後には、植えた木が大きく育ち、樹間が触れ合うようになると思うのですが、木陰創出とかそういうことも見直しの中には入っているのでしょうか。

【事務局】

少し意識しているのは、樹木が育ったときの樹間ですね。樹木の間隔については少し重視していきたいと思ってまして、密接に植えてしまうと、どちらかを途中で切らなくてはいけなくなってしまうので、最初は少し寂しいのだけれども間隔が空いてしまうといったところもこちらでうたっていきながら、後々育ってきたときには、それが触れ合う程度になるかなということで言葉として出てくるかもしれませんけれども、間隔も重視していますというところは、お話としては入れていく予定にはしております。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

今の委員の意見は、恐らくゴールを設定しておいてほしいというところですね。

【委員】

そうですね。

【会長】

ですけれども、一方で、各場所によってそれができるところとできないところなど、そういう対応も必要になると思うので、それははっきり言うこともできないという事情もあると思いますので、そこら辺がある程度示せばいいのかなと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

【委員】

すみません。1つ質問して、その質問から意見になると思うのですが、7ページ目の「府中市の緑被地の状況」について、この緑被地には公園とか農地、あと、街路樹も入るのでしょうか。もし入るとすれば、街路樹は緑被地の中の何%ぐらいになるのでしょうか。まずそれをお聞きしてから、次に意見というか質問をしようと思うのですが、すみません。

【事務局】

緑被率については今調査しているところで、まだお話ができない状況ですが、街路樹と区別をつけずにやっています。上から赤外線写真で撮って、緑がどのぐらいあるかということ調べているので、街路樹、民地の樹木、公園の樹木、全く関係なく全ての緑がどのぐらいあるかを調査しているところですので、すみません、ちょっと街路樹が何%というところは分かりません。

【委員】

分かりました。それで、この公園樹木等管理ガイドラインは、中学生にも読みやすいものにするということで大変良いことだと思いますけれども、一市民の立場から言うと、公園緑地課としてはこういうガイドラインを作ってみんなに分かりやすく理解してほしいというのはそのとおりでいいと思うのですが、実は緑地ということでもう1つ府中市がすごく関与しているという、街路樹なんかもあるのでしょうか。ケヤキ並木もそうだし、イチョウ並木とか桜並木とか、市の中に街路樹もあると思うのですが、あれは府中市道路課の所掌

になるのでしょうか。「府中市街路樹の管理方針」というものもあるけれども。

【事務局】

そのとおりでございます。そういう冊子があります。

【委員】

そうですね。何を言わんとしているかという、公園緑地課でこういうのを作るのは大変良いことだと思うのですが、我々一般の市民から見ると、ケヤキ並木もすごいよねと、それから、桜並木、向こうのイチョウ並木が何かという通りもあったと思うのですが、ああいうのも結構すごいし、そこら辺の緑地などの管理もしっかりやりたいし、自分も参画したいとか、整備に協力したいとか、色々な意味で同じような気持ちを持つ人もいるのではないかなと思うのですよね。

だから、環境政策課として、公園緑地課がこういう素晴らしいガイドラインを作ろうと思っているのだけれども、道路課は、街路樹に関してこういうのを作る必要はないのかという感じで投げかけるとか。なかなか難しいかもしれませんけど。

我々からすると、公園はそうですかということだけれども、街路樹についても、もっと同じようなものを作ってもらえると良いかもしれないという気持ちになるのではないかなと思うので、縦割り行政なのでなかなか難しいかもしれませんが。公園緑地課はこういうのを作るけれども、道路課はどうかぐらいは聞いても良いのではないかなという気がしました。意見です。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。確かにこういった計画ですとかガイドラインというのは、緑地とかに限らず多種多様なものがございまして、おっしゃるとおり、確かに縦割りというところがあるのですが、今いただいた意見につきまして、環境審議会でこういったご意見をいただいたというところの共有はできますので、そちらについては関係各会の意見というか、こういった話があったというところはお伝えさせていただきたいと思います。

その後、例えば、道路課でそういうのを作成するかどうかというところは、その課の中で検討いただくことにはなと思うのですが、市民の方にとってはそれぞれ色々なものがあるというよりは、何かまとめたものができるといいとか、そういったところは、環境政策課などが取りまとめる必要があると思うのですが、そういったご意見を踏まえて、何かいい形で、分かりやすい形で形にできるかどうかというところは検討していきたいと思います。ありがとうございます。

【副会長】

関連することになると思うのですが、恐らく、10ページに3つに先程からお話が出て、委員がご指摘があったこととも関連すると思うのですが、例えば2つ目の「緑道・遊歩道・さんぽみち」というのは、私たちからしたら、多分、街路樹とあまり区別がついていないところになると思うので、例えばここに少しそういった文言が追加できるようなことがあれば、府中市としての緑をどうするかということの明確なビジョンにつながるかなと思います。

あと、もう1つ、生物多様性の保全についても、詳しく説明されるのが「現状と課題」というところになりますので、10ページの3番目にやはりそうしたことの目指すものがもう

少し8ページの②や③との関連性が分かるような書き方をされると、課題から、では、次の目指すところはこういったものがあるかということが分かりやすくなるのではないかなと思います。

【会長】

ありがとうございます。貴重な意見です。取りあえず、それぞれ箇条書で今出していただいているところを関連づけてしてほしいというところがあると思います。では、そのほか。

【委員】

ありがとうございます。今までに上がった意見に関連して、軽く3つと、あと私のほうから1つ、本当に軽い提案になりますので。まず1つ目が用語の説明を色々入れていくと良いのではないかなというのがあったと思うのですが、どこまで作り込むかに関連するとは思いますが、巻末に用語解説なんかを入れたらいいのかなとも思いましたので、参考にいただければと思います。

もう1つが、生物多様性に関することが今まで議論に上がってきたと思うのですが、そもそもどういうものなのかというのを入れてあげると、読み手に対して親切なかなと思いました。多分、世の中の理解は色々な生き物がいいという、そこだけかと思うのですが、多様性の意味としては、遺伝子の多様性と種の多様性と環境の多様性と色々あると思いますので、特に環境の多様性の部分は、世の中の見逃されがちのところかと思うので、そちらについても触れておくと、読み手に対して理解が深まりやすいのかなと思ったところです。

3つ目が、ほかのガイドラインも参考にするのが良いのではないかなというのがあったと思うのですが、本当にそうだなと思いました。やはり部署が違くと難しいこともあると思うのですが、街路樹のマニュアルですとか、あとは府中のまちなかきららの活動マニュアルなどもすごく読みやすいものに仕上がっていたので、そういったところも参考にするとか、やはり情報が良いところはもらってというのにも必要になってくるのかなと思いましたが、以上3点が関連してになります。

最後1点が私のほうからご提案なのですが、環境基本計画の基本理念の言葉をこの中のどこかに入れておくといいのかなと思いました。「地域から地球へ みんなで創る 持続可能なまち 府中」というその言葉です。一番最初の部分に特に「地域から地球へ」というところで、かなり広い範囲も含めて、地球規模も考えて活動していくというところで、常に基本理念に入っているので、世界的な保全の流れも酌むべきで、ここにも言葉として盛り込むべきかなと思いました。

例えば、ネイチャーポジティブといった言葉ですとか、サーティ・バイ・サーティ、この基本計画も2030年までを見据えて作っているというところでもありますけれども、サーティ・バイ・サーティという言葉もありますし、あとは、グリーンインフラという言葉も最近よく話題になっていると思うので、そうした言葉も盛り込んで、基本理念に従っているというところ、きちんと示しておけるといいのかなと思いました。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。事務局から何か。

【事務局】

ありがとうございます。今おっしゃられた要望をグリーンインフラの考え方ですとか、こちらの第3次環境基本計画の基本方針2のところでも若干触れてはいるのですが、今後の環境基本計画も見直しの時期がございまして、そういったところで、色々な意見をいただいたところを反映できたらと思います。例えば、策定から数年経つと、多様性の話ですとか、色々な新しい必要な情報も出てくると思いますので、そういったところを踏まえて、より良くするために、また色々なご意見踏まえて見直しをかけていきたいと思っております。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。

【事務局】

生物多様性の関係でも、ご意見いただきましてありがとうございます。8月1日号の広報の話ですが、夏休みの時期ですので、お子さんたちの自然観察ですとか、府中には固有種のムサシノキスゲや浅間山がございまして、そういったところを紹介するといったところも含めて、分かりやすい表現で掲載しております。そういった生物多様性という表現については、これからも関係課で協議して掲載していきたいと思います。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。3つの多様性など、そういうのを分かりやすく早めに伝えられるというのは良い機会かなと思います。ありがとうございます。

そのほか、先程手を挙げていただいた。

【委員】

2件、農業委員の立場からご意見させていただきたいと思います。1件は生物多様性のところと、それから樹木・樹林の効果についてです。

まず、生物多様性のところなのですが、ハクビシンとかアライグマとか、最近はずミまで、色々なものを食い荒らされているということで、生物多様性の保全というのはどういうところを考えていらっしゃるのかを、ちょっとまとめておく必要があるのではないかと思います。

確かに、子どもたちがよく私の田んぼに来て、アメンボとかカエルとかを捕まえては色々やっているのですが、そんな中でも、やはり農業者から見ると、色々な害獣ですね。私も去年はタヌキを捕まえたことがありますけど、最近、多摩川沿いに猿が出たとか、春はイチゴを大分食べられたとか色々出てきていますが、在来のもので、それから最近の害獣的な動物との区別を考えて、この辺の検討をしていただきたいと思います。

それから、これは市の管轄ではないのかもしれませんが、高速道路の法面が雑草やら樹木で生い茂って、ハクビシンやらそういうものの巣になっているのですよ。ああいうのは国との調整になるかと思うのですが、あれは国交省ですか。市からも定期的に草刈りとかはやっているようですが、でも、もう太くなってしまったものは切りようがないですね。そういったことを感じました。

あと、この樹木・公園緑地の機能ということなのですが、これは公園だけに限らないのですが、やはりヒートアイランド現象の緩和に緑は役に立つわけですね。空気中の成分量

を考えると、窒素が大体78%、酸素が21%、あと残り1%がアルゴンで、その次が二酸化炭素。また、夏と冬では違うのですよね。夏は酸素が多いのですよ。なぜかという、植物が酸素を出してくれているのですよ。というのは、二酸化炭素を吸ってくれているのですよ。冬は逆に二酸化炭素が少し平均値より多いのですよね。というのは、やはり植物が二酸化炭素を吸ってくれないから。だから、単純に二酸化炭素を悪者に行っているように見えても、やはりバランスが必要だと思うのですよね。

ビニールハウスで栽培している人たちは、わざわざ二酸化炭素を出している。二酸化炭素の量を測定して、少し量が減ったというので二酸化炭素を作って空中に出してあげてというようなこともやっているわけで、やはりその辺を一般の市民の人は理解できていなくて、ただ単に二酸化炭素と言っているだけで、物だって焼却すれば、確かに普通の木とか樹木も二酸化炭素と水になるわけですが、それを燃やさないで腐らせておいても結局最後またそういった二酸化炭素を出したりするわけですし、結局、全体のバランスだと思うのです。これは私よく言うのですけれども、公園緑地課さんに言ってもしょうがないのかもしれないのですけれども。

【会長】

すみません、端的に意見なり質問なりしていただいていいですか。

【委員】

やはり今言いましたように、植物に二酸化炭素を吸ってもらうためには、個人の家、今、新規の住宅関係、全然、木1本ないですよね。それをほかのそういう建築課かもしれないのですけれども、市の条例でもって、例えば最低限1本は植えることとか、うちの周りも毎年のように100軒近く家が建っているのですよ。

【会長】

すみません。議論が発散してしまうので、ごめんなさい。今、公園とかのガイドラインの話なので、そこに対する意見といったところのみの発言をしてください。

2点あるとおっしゃっていたのですけれども、1点目は多様性で害獣のことと。

【委員】

そうですね。

【会長】

2点目は、樹木の効果をバランス。

【委員】

樹木の効果をできるだけ定量的に書けないのかなと。

【会長】

樹木の効果を定量的にやるという点でよろしいですか。

【委員】

はい。

【会長】

ほかの方の意見、質問される方もいらっしゃるので、その2点ということで、事務局のほう、それを踏まえた上でガイドラインを反映させるということでよろしくお願いします。

ほかにもう1人。

【委員】

10ページですが、1の①で「一般的な公園」とされているのですが、では、一般的な公園でないところについては、どのようなイメージを作ろうとしているのかをちょっと伺いたいと思います。先程の緑の基本計画にある多種多様な公園という形でPFIでやるという流れも、そもそも公園の多様性があまり見受けられないところがあったり、例えば、子どもが木登りで色々遊んでいたその木が、近隣の苦情もあったと思うのですが、木に登らないでくださいという表示をされた後、木を切られてしまったということもありました。そもそも、そういう公園の多様性というところでは、この①で「一般的な公園」としか表示されていないので、これについてどのように考えているのか伺いたいなと思いました。

4つばかりあるのですが、落ち葉の利用について、当会でも、バイオネストから出た堆肥を花壇に使わせていただいております。以前は、落ち葉銀行に出しておりました。府中まちなかきらでも、この分野に関してのみ環境政策課です。というところで、このバイオネストを進める方向だと思うのですが、では、その腐葉土をどのように生かしていくのかを明示することも必要なのかなと思いました。

あと2つですが、ヒートアイランド現象の緩和を進めるというところで、「はじめに」というところで大きく樹木をテーマにするのであれば、しっかりそこは大きな視点で書いていただければという意見です。

最後になりますが、最近、まちなかきらとして登録していらっしゃる企業さんがいますが、どこが線引きされる部分なのかがよく分からなかったり、あとは公園緑地課さんが自治会に依頼をして草刈りをしていただいているところについて、例えばですけれども、リュウノヒゲを雑草が多いところに敷き込んでみましたら、自治会さんは、そのエリアの全部の草を刈ってしまつて。

私自身としては、公園緑地課が6ブロックで指定管理を進めるという方向であれば、住民も含めた協議体が必要ではないかと思っています。色々な市民や団体がせっかく良くしていきたいと思って参画しているのですけれども、そこが混み入ってきているという現状が見受けられるので、こういうガイドラインを作って、地域をどうしていこうかという視点、これはひょっとしたら次の大きな視点での基本計画の内容になってくるのではないかとということも思うのですが、そういう住民を巻き込んでの協議体というところもこの中に入るのか、それは計画の中でもっと反映させていきたいと考えるのか。その辺の視点についてお伺いできればと思います。

【会長】

ありがとうございます。委員から4つ質問や指摘事項あったと思うのですが、事務局からお答えをお願いします。

【事務局】

1点目、10ページの「一般的な公園」というところなのですが、2、3、4ではないよということで書いているぐらいで、普通の遊具があつてというところをイメージされるかなと思ひまして、そのように書かせていただきました。緑道、さんぽみち、遊歩道というところも公園だということを案外ご存じない方もいらっしゃるので、その意味で書かせていただいたのですけれども、分かりにくいようであれば少し考えたいと思います。

【会長】

つまり、都市公園というようにがちがちに行政用語で分けるという意味ではなく、見た目ということですか。

【事務局】

そうですね。街区公園や近隣公園などという用語などもあまり必要ないなと思っていて、どこまで一般的な公園かというところなのですけれども。緑道は公園だというと、結構驚かれる方が結構いらっしゃるので、そういったところも公園として公園緑地課で管理していますというところをお示ししたい。

【事務局】

2点目のバイオネスト、腐葉土の関係は、14ページ7番の「緑のリサイクル」で、植生管理の中でやっているというところで、写真などを使いながら、基本的には公園緑地課でやっているものの紹介という形になるかと思います。

【会長】

これは、どちらかというとその先の話をしていたのではないですか。肥料を作るまではここに書いてあるけれども、その先として、どうお考えになっていますかという。

【委員】

そうです。積み上がっていつてしまうばかりだと思いますし、なぜバイオネストなのか、腐葉土化を進めるのかというところも踏まえておかないと、形状だけ書くといった形にならないような書き方でお願いできたらと思います。

【会長】

3つ目のヒートアイランド緩和の件についてはどうですか。

【事務局】

あまり全ての項目に対応していくと、それぞれで1冊本があるくらいなので、ヒートアイランド現象については、本文にはあるのですけれども、注釈で2行ぐらいの比較的平易な言葉で説明しているので、どこかで環境基本計画に飛べるようになっていれば、そちら側で学んでもらうのかなと思っています。樹木のガイドラインの中であまり広げ過ぎないようにして、それぞれあるのだよというところを、リンクを飛ばしながらやっていけたらなと考えております。

【会長】

最後の4つ目の市民協働管理ボランティアですね。まちなかきらは住民との協議体が必要なのではないかということですね。

【事務局】

そこは、こことは別の話のところでやっていくのかなと思います。花壇の維持管理という制度があって、皆さんやっていただいている、広げたいということをお話しするところで、境界の話については個別にお伺いしたいなと思っていますところです。

【会長】

ガイドラインとは少し外れる形なので、そこは触れないと。

【事務局】

そうですね。制度紹介がメインになってくるかなと思います。

【会長】

ありがとうございます。そのほか、時間が大分押していますので、手短にお願いします。

【委員】

端的に2点ほど。まず1点目は、3ページの「はじめに」のところに、中学生にも分かりやすいというのは、非常に良いことだと思うのですが、これはどのように周知をしていくのか、その辺をどのようにお考えなのかなというのが1点目。2点目は、6ページの「効果」のところですが、先程委員が発言されていた地球温暖化防止の効果などについて、一言入れていただくことを検討いただきたいということです。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。

事務局から、特に1つ目の答えのところを教えていただきたいと思います。

【事務局】

周知は、基本的にはホームページや広報などで、学校に配ってというのはまだ考えておりません。ただ、行政の文章は大人も読んでくれないのが結構大変なところなので、中学生にも読んでもらえる内容にすることで、読むのを諦めさせないように絵や図を多めにした内容にしたいと考えています。周知方法について、どんどん売り込みたいというところまでは今のところないのですが、皆さんのご反応によっては考えたいと思います。

【会長】

2つ目の文言を入れてくださいという点については、そこは大きな目標に向かって、その一部があるのだみたいな位置づけにしてほしいというところですかね。よろしくお願いします。

【委員】

今の意見の代弁かもしれないのですが、このガイドラインはとても素晴らしいと思うのですが、今、行政側でおっしゃられたことからすると、作るだけが目的になってしまっているのかなと思ひまして、そういうことではないと思っはいますけど、ぜひより多くの方々の目に触れてもらうように一踏ん張りしてもらいたいのと思いますが、どうですか。

【事務局】

まだ作るだけで精いっぱいなので。これだけ公園管理に予算を使ってやっているのに、せっかく作ったのなら広めたいと思うのですが、今は作ることに専念させていただきたいと思います。

【委員】

分かりました。

【委員】

すみません。1つだけ、ごくごく簡単に。タイトルなのですが、「公園樹木等」と書くのと少し分かりにくい部分もあるかなと思うので、「公園の緑管理ガイドライン」とか、「等」を抜かしたほうがいいかなと思いましたので、それだけ。

【会長】

承知しました。その検討もお願いしますということで、次に行きたいと思います。

それでは、次第の8「その他」に移ります。それでは、環境審議会の日程について、事務局から説明してください。

【事務局】

環境審議会の日程について、説明させていただきます。資料の5「令和7年度府中市環境審議会の日程について」を御覧ください。

今年度の審議会につきましては、本日を含めまして計3回の開催を予定しております。第2回は10月10日金曜日、第3回は令和8年1月22日木曜日を予定しております。各回の会議の時間は原則2時間となっており、午前9時30分から開始をさせていただきたいと考えております。

なお、この会議の開催時間について、ご意見等ある方は事務局までお伝えいただきたい旨を開催通知に記載させていただいておりましたが、今のところ、特にご意見等は頂戴しておりません。開催時間について何かご要望などかある方はこの場でお伝えをいただければと思います。

以上です。

【会長】

事務局から会議の日程について説明がありました。何かご質問等ございますでしょうか。

【委員】

次回、10月10日と1月22日はどんな内容になるか、あらかじめ何かありますか。あれば、事前にお知らせいただきたいと思います。

【事務局】

ありがとうございます。第2回につきましては、この公園の管理ガイドラインの続きというか、また作っていただいたものをお示しして、ご意見をいただくということが1つ。そして、第3次府中市環境基本計画の進捗確認が一番メインのところでございますので、改めてデータ等々を集約したものを皆様にお示しさせていただきまして、進捗についてご議論いただくというのがメインになっております。主にその2つになります。

第3回におきましては、その続きというところございまして、諮問に対する答申の内容をお考えいただくところがメインになってくるかと思っております。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

それでは、第2回は10月10日金曜日の午前9時30分から、第3回は令和8年1月22日木曜日の午前9時30分から開催させていただきます。

では、次に進みます。「その他」の(2)第3次府中市環境基本計画について、事務局から説明してください。

【事務局】

令和5年度より第3次府中市環境基本計画が動き出しているところではございますが、今年度におきましては、第3次計画における各指標の進捗状況について本審議会でご審議をいただきたいと思います。今回から新しくご参加されております委員の方もいらっしゃいますことから、まずは、この第3次府中市環境基本計画について、簡単にはなりますけれ

ども、ご説明をさせていただきたいと思っております。

府中市環境基本条例に基づき、令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）までの8年間を計画期間とする、第3次府中市環境基本計画を令和5年（2023年）の3月に策定をいたしました。

恐れ入りますが、この「第3次府中市環境基本計画」の冊子の目次を御覧いただきたいと思っております。

1ページから11ページにかけては、第1章、1「国外の社会的動向」として、国外の社会的動向、前計画である第2次環境基本計画の振返り、改定の方針、本市の概況について示しております。

1ページを御覧ください。1の「国外の社会的動向」では、国連持続可能な開発サミットによるSDGsの採択や、産業革命前からの世界の気温上昇を2度より十分低く保つとともに、1.5度未満に押さえる努力を追求するとしたパリ協定の採択について記載をしております。

続きまして、飛びまして、4ページを御覧ください。3の「改定の方針」としてSDGsを意識した計画とすること、脱炭素社会を目指す意欲的な目標を設定すること、環境政策を一体として施策の推進を図ることの3つの方針を掲げております。

続いて、12ページから13ページまでを御覧ください。こちらは、第2章「計画の基本的事項」として、「計画の位置づけ」と「計画の期間」を整理しております。

1「計画の位置づけ」では、「第7次府中市総合計画」に示された施策を環境面から具体化させていくものであること、2「計画の期間」では、本計画の期間を令和5年度から令和12年度までの8年間であることを示しております。

駆け足で恐縮ですが、続いて、14ページ、15ページをお開きください。第3章「環境像と施策体系」では、「環境像」や「基本方針」「施策体系」を整理しております。

1「環境像」では、本計画の環境像として「地域から地球へ みんなで創る 持続可能なまち 府中」と掲げております。

続いて、2「基本方針」では、環境像を実現させるための5つの基本方針として、1「脱炭素型のまちを目指します」、2「人と自然が調和して豊かな恵みが得られるまちを目指します」、3「循環型のまちを目指します」、4「安全・安心・快適に暮らせる文化的なまちを目指します」、5「協働・連携のための環境が整ったまちを目指します」を掲げております。

続いて、16ページから17ページを御覧ください。これらの環境像を実現するための施策体系として基本方針、基本施策、個別施策を階層的に整理させていただいております。

続いて、第4章「施策の展開」でございますが、18ページに本章の構成内容について示しております。基本方針ごとに、「個別計画としての位置づけ」、「現状と課題」、「目指す姿」、「協働により推進したい取組」等を整理した上で、具体的な取組を記載させていただいております。

内容は多岐にわたりますので、前計画である第2次環境基本計画から大幅な見直しを行っております。

基本方針1と基本方針2の内容については、これから改めてご説明をさせていただきます。

【事務局】

では、基本方針1については、私、谷口から説明させていただきます。

少し飛びますが、27ページを御覧ください。こちらは、基本方針1「脱炭素型のまちを目指します」において、温室効果ガスの削減目標を示しております。

本計画では、温室効果ガスの目標として、2030年と2050年の目標を設定しております。

目標設定に当たりましては、本市が「ゼロカーボンシティ」を表明しておりますことから、2050年には温室効果ガスの排出を実質ゼロとする目標を、また、そこから逆算して、道筋を描くバックキャスティングの視点で、2030年の目標を2013年度比で48%の温室効果ガス削減としております。

続きまして、28ページを御覧ください。28ページでは、「府中市地球温暖化対策地域推進計画」に相当する、基本方針1の施策体系を整理しております。

意欲的な目標を達成するため、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーのさらなる導入やエネルギーの地産地消、人々の行動変容を促す環境教育等の取組や、地球温暖化に伴う気候変動に対する取組を掲げるなど、個別の施策を整理し、記載しております。

続いて、30ページからは、具体的な施策を記載しております。個別施策ごとに市民や事業者などに取り組んでいただきたい内容を記載し、協働の視点も意識した計画づくりを行っております。

【事務局】

続きまして、私、町田から、基本方針2「人と自然が調和し豊かなめぐみを得られるまちを目指します」の内容について説明をさせていただきます。

46ページを御覧ください。基本方針2は、本市の生物多様性地域戦略としても位置づけられておりまして、冒頭より、生物多様性とは何か、その価値や危機的な現状について、図やコラムなども用いて分かりやすく伝える内容としておりまして、計画自体が市民への生物多様性の普及浸透を図るツールとして活用できるものとなっております。

それから、53ページから、こちらから視点を「本市における生物多様性」に絞りまして、その現状や課題について、市内の自然環境の現状や市民と生物多様性の関わり合いの実態など、生物多様性に関する要素ごとに分析して、整理して記載しております。

続きまして、63ページを御覧ください。こちら本市における生物多様性に関する課題分析に基づいた目指す姿を示しております。

その次の64ページ、項番4、施策の方向性（施策体系）では、この目指すべき姿の実現を図る基本施策として、市民への普及浸透、生物と自然環境の保護、生物多様性保全の担い手の創出を設定しております。

続きまして、66ページを御覧ください。こちらのページから、具体的な施策を記載しております。第1次生物多様性地域戦略では、具体的な取組については例示的な記載に留めておりましたが、本計画においては、これまでの取組の検証と現状分析に基づきまして、具体策を体系的に整理し、示しております。

【事務局】

ここからは、改めて熊谷から説明させていただきます。

続いて、計画書の116ページを御覧ください。第5章「重点プロジェクト」でございま

すが、特に力を入れる必要があると考えております「脱炭素型のまち」「人と自然が調和して豊かな恵みが得られるまち」の実現を目指すため、3「重点プロジェクト」において、3つのプロジェクトを示しております。後ほど御覧いただければと思います。

続いて、計画書の121ページをお開きください。第6章「計画の推進」として、本ページ以降に「計画の推進体制」「進行管理」「進行管理指標」について整理をさせていただいております。記載の推進体制の下、基本方針ごとに設定をしております成果指標や取組指標を用いて、計画の進捗管理と推進を行ってまいります。

最後に126ページから195ページまでは資料編として、参考の情報を示させていただきます。

本当に駆け足で恐縮ではございましたが、説明は以上となります。

【会長】

それでは、次に進みます。最後に、事務局から連絡事項など何かございますか。

【事務局】

連絡事項が3点ございます。

まず、1点目といたしまして、委員報酬に関する委任状及び個人情報の提供書及び身元の確認に係る書類についてでございますけれども、開催通知と併せて、事前に、委任状及び個人番号の提供書をお送りしております。まだご提出いただいていない方につきましては、会議の終了後に回収をさせていただきますので、事務局までご提出いただければと思います。

2点目といたしまして、今後の審議会開催通知などは、会長名にて各委員様に送付をさせていただきます。また、環境への配慮として、基本的にはEメールにて通知させていただこうと思っておりますので、何とぞご理解のほどいただければと思います。なお、事前に確認させていただいた際に、郵送での資料送付をご希望された方につきましては、郵送にて対応させていただきます。

最後に、本日配付いたしました各種計画書につきましては、継続して委員を務められていらっしゃる方につきましては、以前配付したものををお持ちかと思っておりますので、大変恐縮なのですけれども、机の上に置いたまま、お帰りいただければと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

【会長】

事務局から案内がございました。何かご質問等はございますか。

それでは、次回は、10月10日金曜日午前9時30分からの開催となります。本日は、これで府中市環境審議会を終了いたします。

— 了 —